

## 労務問題（ハラスメント）に対する和解について（報告）

元職員のご遺族との間で継続していた労務上の問題について、双方の代理人弁護士による示談折衝の手続きを経て、令和8年3月30日をもって合意(和解)したことをご報告申し上げます。

元職員がお亡くなりになられたことについて、当法人として、改めて哀悼の意を表します。また、長野労働基準監督署の調査において、元職員がうつ病を発病したことについて、業務起因性が認められた事実を真摯に受け止め、お亡くなりになられた元職員とご遺族に対し、心よりお詫び申し上げます。

今後の再発防止に向けて、改めて当法人は、「いかなるハラスメントも許さない」という姿勢で取り組んでまいります。その一環として、ハラスメント相談窓口は、男女を含む複数名の人員体制とし、必要に応じて専門家に事実の確定について、助言を求めることとしました。また、管理職及び全職員向けのハラスメント研修の充実を図るとともに、就業規則及び職員の懲戒処分等の指針を見直しました。さらに、職員のストレスチェックについては、スマートフォンを活用して入力する方法を取り入れ、事務の効率化及び迅速化を図りました。なお、ハラスメントの被害申告をするためのアンケート調査を適宜実施し、申告があった場合は、適時適切な措置を取ることといたします。

本件については、この度の合意書の締結に際し、口外禁止条項により、詳細はご説明できない旨、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

この度の事案によりご心配とご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げますとともに、信頼回復に向けて職員一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月30日

社会福祉法人 長野市社会事業協会  
理事長 中澤 和彦